

議案第11号

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市下水道条例の一部を改正する条例

新居浜市下水道条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「が専属する」を「を選任している」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

排水設備等の工事の実施に係る指定工事店の要件を改めるため、本案を提出する。